



# 平成30年TOKYO交通安全キャンペーンにおける 東京都の重点は次に掲げる5項目です。

## 重点① 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

### 保護者の方へ

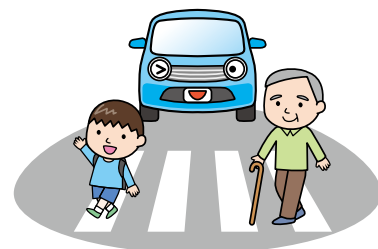
子供の交通事故は、14時～18時（※1）の時間帯に多く発生しています。信号を守らせ、車が「止まったこと」など、まわりの安全を確認させましょう。また、飛び出しや路上遊戯の危険性を教えましょう。

### 高齢者の方へ

高齢者の交通事故死者数は全死者数の約4割（※1）を占め、そのうちの約7割（※1）は歩行者です。歩き慣れた道でも、信号無視や横断禁止場所横断などのルール違反はやめましょう。

### 高齢ドライバーの方へ

体調の優れない時は運転を控えるなど、常に安全運転に心がけましょう。また、自動ブレーキなどを備えた先進安全自動車の利用をご検討ください。運転に自信がなくなった方、家族から運転が心配と言われた方は、運転免許の自主返納をお考えください。運転経歴証明書の交付を受けると様々な特典が得られます。



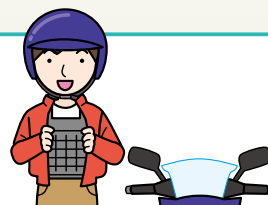
## 重点② 自転車の交通事故防止

自転車事故の半数近く（※1）は、自転車側にも交通違反がありました。自転車は「車両」です。交通ルールを守りましょう。条例（※2）では、全ての自転車利用者へヘルメット着用等の努力規定を設けています。自転車を利用する際は、大人も子供もヘルメットをかぶりましょう。また、交通事故に備えて保険に加入しましょう。



## 重点③ 二輪車の交通事故防止

二輪車の交通事故死者数は全死者数の4分の1（※1）を占めています。致命傷となる部位は頭部が約5割、胸・腹部が約4割（※1）です。長袖・長ズボンはもちろん、胸部プロテクターを着用し、ヘルメットのあごひももしっかりと締めましょう。速度の出し過ぎに注意し、交差点ではしっかりと安全確認をしましょう。



## 重点④ 飲酒運転の根絶

飲酒運転は犯罪です。飲酒運転をするおそれのある人に車両を提供したり、飲酒をすすめてはいけません。また、飲酒運転をしている車両に同乗することもできません。自転車も飲酒運転の対象です。

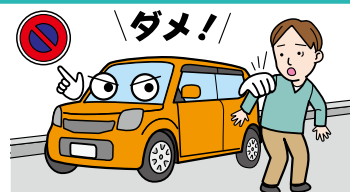


### ※ハンドルキーパー運動

車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない運転者（ハンドルキーパー）を決め、その人が車の運転を担当することにより、飲酒運転の根絶を目指すもの。

## 重点⑤ 違法駐車対策の推進

違法駐車は、たった1台でも交通渋滞や交通事故の原因になります。特に交差点やその付近での駐停車は、見通しが悪くなり、重大事故に直結する「危険行為」です。絶対にしてはいけません。年末は特に交通量が増えます。出かける前にあらかじめ外出先の駐車場を確認したり、短時間でもパーキングメーターや駐車場を利用して、1人ひとりが違法駐車をしないよう心がけましょう。



（※1）平成29年12月末現在

（※2）東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例